農業・食品産業強化対策推進交付金
林業振興整備費補助金
水産業共同利用施設復旧整備費補助金

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号の規定は、平成二十九年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十八年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百三号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第七条の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　農林水産大臣　山本　有二

第一号の表備考一イ中「コユキコムギ」の下に「、さちかおり」を、「せときらら」の下に「、セトデュール」を加える。

別表第一宮城県の項を次のように改める。

宮城県	あおばの恋（※）
	シラネコムギ
	銀河のちから
	ゆきちから
	日本麺の製造用
	日本麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用

別表第一富山県の項を次のように改める。

富山県	さとのそら
	ゆきちから
	日本麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用

別表第一山梨県の項を次のように改める。

山梨県	きぬの波（※）
	農林六一号
	ゆめかおり
	日本麺の製造用
	日本麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用

別表第一岐阜県の項を次のように改める。

岐阜県	イワイノダイチ（※）
	さとのそら
	農林六一号
	タマイズミ
	日本麺の製造用
	日本麺の製造用
	日本麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用

別表第一静岡県の項を次のように改める。

静岡県	イワイノダイチ（※）
	きぬあかり（※）
	農林六一号
	日本麺の製造用
	日本麺の製造用
	日本麺の製造用

別表第一三重県の項を次のように改める。

三重県	あやひかり（※）
	さとのそら
	もち姫
	タマイズミ
	ニシノカオリ
	ユメシホウ
	日本麺の製造用
	日本麺の製造用
	日本麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用

別表第一滋賀県の項を次のように改める。

滋賀県	シロガネコムギ
	農林六一号
	ふくさやか
	ニシノカオリ
	ミナミノカオリ
	ゆめちから
	日本麺の製造用
	日本麺の製造用
	日本麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用

別表第一兵庫県の項を次のように改める。

兵庫県	シロガネコムギ
	ふくほのか（※）
	セトデュール
	ミナミノカオリ
	ゆめちから
	せときらら
	日本麺の製造用
	日本麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用 醸造用
	醸造用